

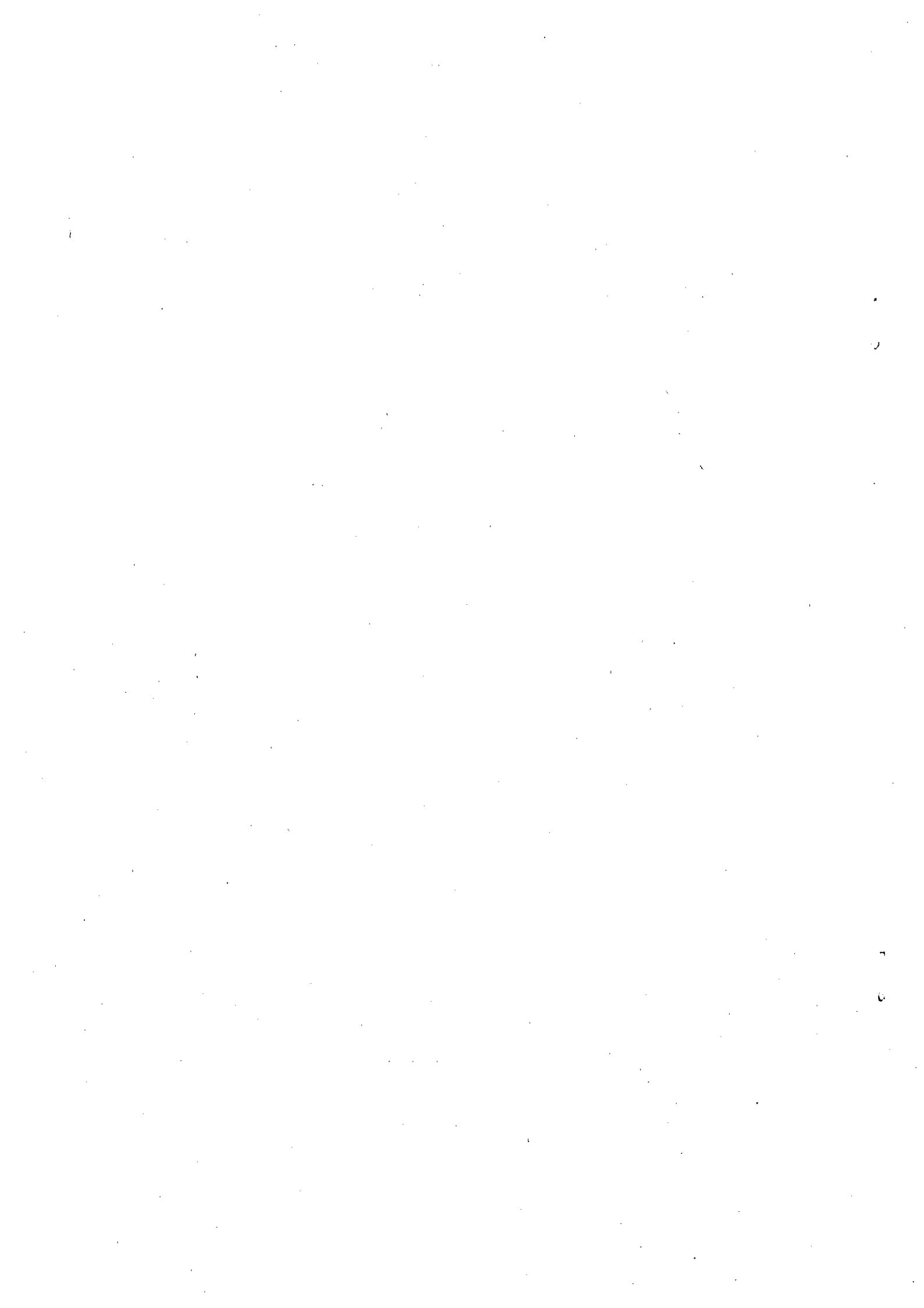
# 農林水産商工常任委員会資料

(平成27年5月20日)

【件名】

- 1 平成26年度取扱事件等の概要について ..... 1

労働委員会事務局



## 平成26年度取扱事件等の概要について

平成27年5月20日  
労働委員会事務局

### 1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 平成26年度取扱分 … 0件

### 2 労働争議調整事件の取扱状況（平成27年3月31日現在）

(1) 平成26年度取扱分 … 2件

#### (2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
26年 (調) 2号	A 争議 (A 労働組合)	あっせん	H26. 4.11	団体交渉の促進	H26. 6.13	解決	—	(公)吉谷 (公)竹本 (労)五十嵐 (使)宮城
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○ 解雇を通告された組合員の雇用・労働条件について、労働組合（申請者）が団体交渉を申し入れたにも関わらず、使用者（被申請者）が団体交渉に応じなかったため、労働組合が団体交渉の促進を調整事項としてあっせんに申請したものである。</p> <p>&lt;主な主張点&gt;</p> <p>○ 労働組合側： 組合員の雇用・労働条件について、使用者に団体交渉申入書を送付したが、使用者からは何の連絡もなく、団体交渉に応じないままである。</p> <p>○ 使用者側： 組合員に対する解雇通告については既に撤回しており、労働組合が申し入れている団体交渉に応じる必要はない。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○ 4月11日 あっせん員指名</p> <p>○ 6月13日 当委員会からの働きかけを契機として、労使間で団体交渉が実施されたことにより、労働組合からあっせん取下書の提出があり、事件は終結した。（自主解決に伴う取下げにより終結。）</p>								

事件番号	事件名(申請者)	調整区分	申請月日	調整事項	終結月日	終結区分	調整回数	調整員
27年(調)1号	B 争議 (B 労働組合)	あっせん	H27. 3.19	団体交渉の促進	—	[係属中]	—	(公)濱田 (公)三谷 (労)本川 (使)江尻
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○ 使用者(被申請者)から労働組合(申請者)に対して、新たな賃金制度が提示され、労使間で団体交渉を実施したものの、協議が平行線のまま進展がないとして、労働組合が団体交渉の促進を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p>&lt;主な主張点&gt;</p> <p>○ 労働組合側：使用者が導入を検討している賃金制度は、組合員に対する不利益変更に該当する可能性があるにもかかわらず、使用者から十分な説明が行われていない。</p> <p>○ 使用者側：賃金制度の導入に向けて、労働組合には十分説明してきており、団体交渉を継続する必要はない。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○ 3月25日 あっせん員指名</p>								

### 3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況(平成27年3月31日現在)

(1) 平成26年度取扱分 … 35件(うち前年度繰越3件)

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
26年(個)5号	労働者	時間外手当の請求	H26. 2.18	H26. 4.4	解決 (46日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)7号	労働者	離職に関する話合い	3.6	4.3	解決 (29日)	1回	労働契約の解消等で合意
26年(個)8号	労働者	離職に関する話合い	3.18	4.7	取下げ (21日)	—	申請者があっせんで継続しない旨を表明
26年(個)9号	労働者	雇用継続に関する話合い	4.4	6.5	打切り (63日)	3回	労使間の主張の隔たりが大きい
26年(個)10号	労働者	社員としての地位の確認	4.11	4.28	解決 (18日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)11号	労働者	解雇に関する話合い	4.22	5.8	解決 (17日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)12号	労働者	パワハラに関する話合い	5.15	7.11	解決 (58日)	3回	解決金の支払等で合意
26年(個)13号	労働者	解雇予告手当について	5.30	7.7	打切り (39日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明

事件 番号	申請者	あっせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あっ せん 回数	あっせん結果 打切り理由等
26年 (個) 14号	労働者	退職に関する話合い	5.30	6.30	解決 (32日)	1回	解決金の支払等 で合意
26年 (個) 15号	労働者	退職に関する話合い	6.2	6.23	解決 (22日)	2回	円満に労働契約 が終了したこと の確認等で合意
26年 (個) 16号	労働者	解雇に関する話合い	6.17	7.4	打切り (18日)	1回	労使間の主張の 隔たりが大きい ため
26年 (個) 17号	労働者	離職理由に関する話 合い	6.24	7.16	解決 (23日)	2回	解決金の支払等 で合意
26年 (個) 18号	労働者	離職に関する話合い	7.18	7.30	打切り (13日)	—	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
26年 (個) 19号	労働者	解雇の撤回について	7.29	9.16	解決 (50日)	2回	解決金の支払等 で合意
26年 (個) 20号	労働者	労働条件について	8.28	9.17	解決 (21日)	1回	労働条件の変更 等で合意
26年 (個) 21号	労働者	異動に関する話合い	9.10	9.25	取下げ (16日)	—	申請者があっせ んを継続しない 旨を表明
26年 (個) 22号	労働者	職場復帰に関する話 合い	9.11	10.30	解決 (50日)	3回	円滑な職場復帰 への措置等で合 意
26年 (個) 23号	労働者	解雇に関する話合い	9.18	10.6	打切り (19日)	—	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
26年 (個) 24号	労働者	未払賃金の請求	10.22	11.20	取下げ (30日)	—	自主解決による 取下げ
26年 (個) 25号	労働者	退職に関する話合い	10.28	11.25	打切り (29日)	—	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
26年 (個) 26号	労働者	パワハラと未払賃金 について	10.29	11.25	打切り (28日)	—	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
26年 (個) 27号	労働者	離職に関する話合い	11.12	12.8	解決 (27日)	1回	解決金の支払等 で合意
26年 (個) 28号	労働者	離職に関する話合い	11.14	12.25	打切り (42日)	6回	労使間の主張の 隔たりが大きい ため
26年 (個) 29号	労働者	離職に関する話合い	11.14	12.25	解決 (42日)	6回	解決金の支払等 で合意

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
26年 (個) 30号	労働者	離職に関する話合い	11.14	12.25	打切り (42日)	6回	労使間の主張の隔たりが大きい ため
26年 (個) 31号	労働者	離職に関する話合い	12.17	1.7	解決 (22日)	1回	解決金の支払等 で合意
26年 (個) 32号	労働者	退職に関する話合い	12.19	12.27	取下げ (9日)	—	申請者があっせ んを継続しない 旨を表明
27年 (個) 1号	労働者	職場環境の改善に 関する話合い	1.15	2.2	解決 (19日)	3回	労働契約継続の 確認等で合意
27年 (個) 2号	労働者	雇止めに関する話 合い	2.2	3.4	打切り (31日)	2回	労使間の主張の 隔たりが大きい ため
27年 (個) 3号	労働者	復職に関する話 合い	2.24	—	[係属中]	—	—
27年 (個) 4号	労働者	離職に関する話 合い	2.26	3.31	解決 (34日)	2回	解決金の支払等 で合意
27年 (個) 5号	労働者	離職に関する話 合い	3.6	3.20	打切り (15日)	—	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
27年 (個) 6号	労働者	雇止めの撤回	3.8	3.18	取下げ (11日)	—	申請者があっせ んを継続しない 旨を表明
27年 (個) 7号	労働者	契約に関する話 合い	3.9	3.20	打切り (12日)	—	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
27年 (個) 8号	労働者	雇止めに関する話 合い	3.30	—	[係属中]	—	—

(2) 平成26年度取扱事件の分類

件数 (重複集計) [件]	紛争内容 (重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
53	29	6	9	9	0
件数 (実数集計) [件]	処理状況 (実数集計) [件]				
	解決	取下げ	打切り	不開始	係属中
35	16	5	12	0	2

業種分類（実数集計）					[件]
建設	製造 電気・ガス	情報通信 運輸・郵便	卸売 小売	医療 福祉	
2	5	7	3	11	
サービス					
7					

平均処理日数	28.7日
解決率	57.1%

※平均処理日数及び解決率は終結分の数字である。  
 (解決率 … (解決) ÷ {(解決) + (打ち切り)})

#### 4 個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

件数 (重複集計) [件]	相談内容（重複集計）					[件]
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他	
329	85	34	118	67	25	
件数 (実数集計) [件]	対応状況（実数集計）					[回]
	あつせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介		
230	41	149	7	33		

#### 5 取扱事件数等の推移

区分	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	不当労働行為救済申立 (係属)		0	1	1	0	0
労働争議調整 (新規受付)		4	0	2	3	1	2
個別労働関係紛争 あつせん (新規受付)		29 (全国7位)	17 (全国8位)	30 (全国1位)	29 (全国1位)	25 (全国3位)	32 (全国1位)
個別労働関係紛争 労働相談	実数	110	194	304	232	196	230
	重複	143	285	551	385	285	329

区分	年度	25年度	25年度	26年度	26年度
		上半期	下半期	上半期	下半期
個別労働関係紛争 あっせん (新規受付)		10	15	15	17
個別労働関係紛争 労働相談	実数	82	114	124	106
	重複	127	158	183	146

(注)「あっせん」… 労働委員会会長から指名された委員（あっせん員）が、労使双方の主張の要点を確認し、労使の間に立ち自主的な交渉を側面から援助し、必要な場合はあっせん案を提示して、民事上の解決（和解）に導くもの。